

平成28年度福島県青年就農給付金（準備型）受給希望者の募集について

（公財）福島県農業振興公社

第1 趣旨

就農希望者が、農業技術及び経営のノウハウ取得のための研修（2年以内）に専念するため、準備型給付金を給付することにより就農意欲の喚起を図り、新規就農の拡大につなげます。

第2 事業の内容

福島県が認める研修機関等（第3の研修機関等）において、就農のための研修を受ける者に対し、予算の範囲内で青年就農給付金（準備型）（以下「準備型給付金」という。）を給付します。

第3 申請要件

本事業の申請者は、以下の全ての要件を満たすものとします。

- 1 就農予定時の年齢が原則45歳未満であり、農業経営者となることについて強い意志を有していること。
- 2 研修計画（別紙様式第1号）が次に掲げる基準に適合していること。
 - （1）就農に向けて必要な技術等を習得できる研修機関であると県が認めた、原則として次の研修機関で研修を受けること。ただし、エにあっては、（3）の要件に合致すること。
 - ア 福島県農業総合センター農業短期大学校
 - イ 福島県農業総合センター果樹研究所
 - ウ 郡山市園芸振興センター（こおりやま園芸カレッジ）
 - エ 先進農家又は先進農業法人（以下「先進農家等」という。）
 - オ 他県が認める研修機関なお、ア～オ以外の研修機関での研修を希望する場合には、県と協議を行うこと。
 - （2）研修機関が概ね1年かつ概ね年間1,200時間以上であり、研修期間を通して就農に必要な技術や知識を研修すること。
 - （3）先進農家等で研修を受ける場合にあっては、以下の要件を満たすこと。
 - ア 当該先進農家等の経営主が給付対象者の親族（三親等以内の者をいう。以下同じ）でないこと。
 - イ 当該先進農家等と過去に雇用契約（短期間のパート、アルバイトは除く。）を結んでいないこと。
 - ウ 当該先進農家等がその技術力、経営力等から見て、研修先として適切

- で、次の要件を全て満たすこと。
- (ア) 指導農業士又は「うつくしまふくしま農業法人協会」に加入する農業法人、優れた農業経営者と市町村が認めた認定農業者等であること。
 - (イ) 農業経営従事者が2名以上いること。
 - (ウ) 過去10年間以内に就農希望者等の研修受け入れ実績があること、又は、市町村がその指導力等が研修先として適切であること認めた農業者であること。
 - (エ) 研修計画・研修状況報告書の作成、研修実施状況の確認、研修日誌の管理、達成状況評価等への協力が可能であること。
 - (オ) 「県が認める研修機関等」として公表することを承諾すること。
- (4) 常勤（週35時間以上で継続的に労働する者ををいう。以下同じ。）の雇用契約を締結していないこと。
 - (5) 原則として生活費の確保を目的として国の他の事業による給付等を受けていないこと。（例：生活保護費、失業給付金、農の雇用事業による賃金など）
 - (6) 研修終了後に親元就農（親族が経営する農業経営体に就農することをいう。以下同じ。）する予定にあつては、就農に当たって家族経営協定等により給付対象者の責任や役割（農業に専従することや経営主から専従者給与が支払われていること等）を明確にすること、及び、就農後5年以内に当該農業経営を継承、又は当該農業経営が法人化されている場合は当該法人の経営者（親族との共同経営者になる場合を含む。以下「農業経営を継承」という。）となることを確約すること。
 - (7) 原則として農林水産省経営局が運営する青年新規就農者ネットワーク（以下「一農ネット」という。）に加入していること。

第4 準備型給付金額及び給付期間

給付金の額は、給付期間1年につき一人あたり年間150万円とする。

また、給付期間は最長2年間とする。

第5 申請方法等

1 申請書類

本事業を申請しようとする者は、研修計画（別紙様式第1号）に下記の書類を添付のうえ、第6の提出先へ提出してください。

第6の提出先機関は、研修計画の内容を確認後、（公財）福島県農業振興公社（以下「公社」という。）へ提出してください。

添付書類

様式等	書類名	注意事項
別添 1	研修実施計画	<ul style="list-style-type: none"> ・先進農家等で研修を受ける場合は添付 ・教育機関で研修を受ける場合は、受講する研修のカリキュラムでよいが、入学が認められていることを証する書類も添付
別添 2	誓約書	<ul style="list-style-type: none"> ・2名の保証人の署名、捺印
別添 3	履歴書	
別添 4	離職票の原本	<ul style="list-style-type: none"> ・発行されていなければ不要
別添 5	農業研修に関する確認書	<ul style="list-style-type: none"> ・教育機関等で研修を受ける場合は不要
別添 6	確約書	<ul style="list-style-type: none"> ・研修終了後、親元就農する予定の場合
別添 7	個人情報の取扱いの同意書	
別添 8	確約書	<ul style="list-style-type: none"> ・親族から貸借した農地が主で独立自営就農する予定の場合

2 提出部数

正副2部を提出してください。(1部はコピーとする。)

3 申請書類提出にあたっての注意事項等

- (1) 申請書等に不備がある場合は、審査対象とはならないので、福島県青年農業者等育成センター青年就農給付金(準備型)給付業務規程(育成センターのホームページ <http://www.fuk-syunou.jp/>)からも入手できます。)を熟読のうえ、様式に沿って記入漏れのないように正確に記入してください。

第6の提出先機関にご相談することも可能です。

- (2) 提出後の申請書類は、原則として、資料の追加や差し替えは不可とし、承認の有無にかかわらず返却しませんので、ご了承ください。

4 個人情報の取扱い

提出された申請書類については、準備型給付金の給付に関する業務以外の目的には使用しませんが、必要に応じて本事業に係る関係機関において共有される場合がありますので、ご了承ください。

第6 申請書類の提出先

研修先別に、以下の機関に提出してください。

研 修 先	提 出 先	
	機関名	住 所
福島県農業総合センター農業短期大学校	福島県農業総合センター農業短期大学校	〒 969-0292 西白河郡矢吹町一本木 446 番 1 TEL 0248-42-4113
福島県農業総合センター果樹研究所	福島県農業総合センター果樹研究所	〒 960-0231 福島市飯坂町平野字檀の東 1 TEL 024-542-4951
郡山市園芸振興センター（こおりやま園芸カレッジ）	県中農林事務所農業振興普及部	〒 963-8540 郡山市麓山一丁目 1 - 1 TEL 024-935-1310
先進農家又は先進農業法人	先進農家、先進農業法人を所管する農林事務所	別紙一覧表のとおり
他県が認める研修機関	福島県青年農業者等育成センター	〒 960-8681 福島市中町 8 番 2 号 TEL 024-521-9848

第7 申請受付期間

- 1 平成28年6月24日（金）（必着）までにそれぞれの提出先に提出してください。
- 2 農林事務所等提出機関から公社へは、平成28年7月1日（金）（必着）まで提出してください。

第8 研修計画の承認

提出された研修計画は、公社内で内容確認した後に、公社及び農林事務所等の関係者で申請者の面接を行い、予算の範囲内で研修計画の承認を行います。

面接日は、後日、別途お知らせいたします。

なお、公社は、研修計画の承認の有無にかかわらず、すべての申請者に対して、その結果を通知します。

第9 準備型給付金の給付

研修計画の承認を受けた者は、青年就農給付金（準備型）給付申請書（様式第2号別 途指示します。）に①加入した傷害保険の写し②身分を証明する書類（運転免許証、パスポート等の写し）を添付のうえ、公社に提出してください。

公社は、提出された当該申請書を確認し、内容が適当と認めた場合、準備型給付金を給付します。

第10 給付対象者の責務等

給付対象者は、研修計画等に掲げる研修を責任を持って受けるとともに、福島県青年農業者等育成センター青年就農給付金（準備型）業務規程で定める事項を遵守してください。

なお、次に掲げる事項のいずれかに該当する場合は、準備型給付金の停止や一部又は全部を返還しなければなりませんので、ご承知ください。

ただし、病気や災害等のやむを得ない事情として公社が認めた場合は、この限りではありません。

1 給付停止

- (1) 準備型給付金の給付要件を満たさなくなった場合。
- (2) 研修を途中で中止した場合。
- (3) 研修を途中で休止した場合。
- (4) 研修状況報告を行わなかった場合。
- (5) 研修実施状況の現地確認等により、適切な研修を行っていないと公社が判断した場合。（例：研修を行っていない場合。生産技術などを習得する努力をしていない場合など。）
- (6) 県が実施する本事業の効果確認のために必要な報告の徴収、又は立ち入り検査に協力しない場合。

2 返還

(1) 一部返還

ア 1の給付停止の事項の(1)から(3)及び(6)に掲げる要件に該当した時点が既に給付した準備型給付金の対象期間中である場合にあっては、当該事実が発生した月以降の対象期間の月数分(当該要件に該当した月を含む。)の準備型給付金を月単位で返還。

イ 1の給付停止の事項の(4)に該当した場合は、当該報告に係る対象期間の準備型給付金を返還。

(2) 全額返還

ア 1の給付停止の事項の(5)に該当した場合。

イ 研修（継続研修も含む。）終了後（研修中止後も含む。以下同じ。）

1年以内に原則45歳未満で独立・自営就農、雇用就農、又は親元就農をしなかった場合。

…独立・自営就農とは…

①農地の所有権又は利用権を給付対象者が有していること。ただし、親族から貸借した農地が主である場合は、就農後5年以内に当該農地の所有権を給付者に移転すること。

なお、租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第70条の4第6項に規定する特例付加年金の支給を受けるため使用貸借による権利の設定をしている場合、及び同条第22項に規定する営農困難時貸し付けによる権利の設定をしている場合、並びに同法第70条の4の2第1項に規定する特定貸し付けの特例を受けている場合はこの限りでない。

②主要な農業機械・施設を給付対象者が所有している又は借りていること。

③生産物や生産資材等を給付対象者の名義で出荷・取引すること。

④給付対象者が農業経営に関する主宰権を有していること。

ウ 親元就農した者が、第3の2の（6）で確約したことを実施しなかった場合。

エ 独立就農・自営就農又は雇用就農を給付期間の1.5倍又は2年間のいずれか長い期間継続しない場合。

オ 給付期間の1.5倍又は2年間のいずれか長い期間内で研修終了後の就農状況等の報告を行わなかった場合。

カ 虚偽の申請等を行った場合。

第11 問い合わせ先

本事業の申請にかかる問い合わせ先

公益財団法人福島県農業振興公社青年農業者等育成センター

担当：舞木^{もうぎ}・小野

電話：024-521-9848・9835

FAX:：お24-521-8277

住所：〒960-8681 福島市中町8番2号（福島県自治会館内）